

物品購入に係る事務手続きに関する監査結果に係る

措 置 報 告 書

(令和8年1月)

羽曳野市監査委員

監査委員告示第6号

物品購入に係る事務手続きに関する監査結果に基づき 講じた措置の通知の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和8年1月19日

羽曳野市監査委員 谷 干城
羽曳野市監査委員 花川 雅昭

記

1. 通知を行った者の氏名

羽曳野市長

羽曳野市教育委員会教育長

山入端 創

村田 明彦

2. 通知を受けた日

【羽曳野市長】

【羽曳野市教育委員会教育長】

令和7年12月24日

令和7年12月26日

3. 措置を講じた所属

【市長部局】

こどもえがお部こども保育課

【教育委員会事務局】

生涯学習部生涯学習スポーツ課

4. 講じた措置の内容

別紙のとおり

羽政行第1520号
令和7年12月24日

羽曳野市監査委員 谷 干 城 様
羽曳野市監査委員 花 川 雅 昭 様

羽曳野市長 山入端 創

物品購入に係る事務手続きに関する監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年10月30日付け羽監第445号により通知のありました標記監査の監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項に基づき通知します。

羽教生生第1279号
令和7年12月26日

羽曳野市監査委員 谷 干 城 様
羽曳野市監査委員 花 川 雅 昭 様

羽曳野市教育委員会
教育長 村田 明彦

物品購入に係る事務手続きに関する監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年10月30日付け羽監第445号により通知のありました標記監査の監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項に基づき通知します。

物品購入に係る事務手続きに関する監査結果にかかる措置状況

市長部局

【こどもえがお部こども保育課】

指 摘 事 項
<p>以下のような留意すべき事項が見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 検査調書が作成されていない。(羽曳野市財務規則第 199 条、羽曳野市物品購入事務取扱要綱第 4 条)(2) 物品購入依頼書の決裁後に見積徴取し物品の発注をすべきところ、決裁前に見積徴取を行っている事案や、納品後に物品購入依頼書を提出している事案など、定められた順序に従って手続きが実施されていない。(羽曳野市財務規則第 198 条、羽曳野市物品購入事務取扱要綱第 3 条)(3) 各園から本課へ請求書が速やかに提出されておらず、請求書の日付と請求書の受付日に乖離がある。(4) 各園に納品された物品について、納品確認は各園で行われているが、検収印を押印しているのは本課の職員であり、納品確認した者と押印者が一致していない。(羽曳野市財務規則第 199 条、羽曳野市物品購入事務取扱要綱第 4 条)(5) 納品書を確認せずに、請求日を検査検収日として支出命令書を起票しており、支出命令書に記載された検査検収日と実際に納品確認した日が一致していない。(羽曳野市財務規則第 150 条)(6) 予定価格が 3 万円を超えるため物品購入依頼書を作成すべきところ、請求額が 3 万円未満になるよう業者に対して請求書の分割を依頼している。(羽曳野市財務規則第 198 条、羽曳野市物品購入事務取扱要綱第 3 条)(7) 納品された物品と異なる品番・金額の請求書が提出されたにもかかわらず、検査検収時に誤りに気づかず支出処理を行っている。その後、業者から請求誤りの申出があり、正しい品番・差額の請求書に基づき不足額分を支出処理したため、1 件の物品購入であるにもかかわらず、支出命令上は 2 件の物品購入を行ったことになっており食い違いが生じている。(羽曳野市財務規則第 199 条、羽曳野市物品購入事務取扱要綱第 4 条)
措 置 内 容
<ol style="list-style-type: none">(1) (2) 羽曳野市財務規則及び羽曳野市物品購入事務取扱要綱の規定を遵守し、定められた順序に従って物品購入の手続きを行い、納入検査が完了したときは検査調書の作成または納品書に検収印を押印する等、適正に事務処理を行います。(3) 各園に対して、請求書は速やかに提出するよう文書にて通知及び指導を行いました。(4) 各園に納品された物品は各園にて検査検収を行い、検収印を押すよう改めました。(5) 各園から課へ請求書を提出する際に納品書も併せて提出するよう改め、担当者が検査検収日を確認した上で支出命令書を起票し、担当長及び所属長も確認しています。(6) 各園においても羽曳野市財務規則及び羽曳野市物品購入事務取扱要綱の規定を遵守するよう指導を行い、適正な事務処理に努めます。(7) 納品時には、契約書・仕様書等を必ず確認し、適正に検査検収を行います。また請求書の訂正や支払い間違いがあった場合には、適正な会計処理を行います。

教育委員会事務局

【生涯学習部生涯学習スポーツ課】

指 摘 事 項
デジタルカメラが鍵のないレターケース内に保管されており、盗難・紛失防止等の措置が十分でない状況が見受けられた。(羽曳野市財務規則第 201 条)
措 置 内 容
デジタルカメラについては、スポーツイベントや各スポーツ施設の劣化状況等の撮影を日常的に行っており、使用頻度が高いことから取り出しやすい所へ保管していました。 今後は、終業後に必ず鍵のかかるロッカー等へ収納することを課内で共有し、徹底します。